

[事案 18-15] 手術給付金支払請求

- ・平成 19 年 1 月 16 日 裁定申立受理
- ・平成 20 年 11 月 1 日 和解成立

< 事案の概要 >

悪性新生物根治手術として、入院給付金日額の 40 倍の手術給付金を支払って欲しいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 18 年に肝細胞癌治療手術(肝内側区部切除術)を受け、手術給付金を請求したところ、手術の種類としては約款別表の「80.悪性新生物根治手術」(入院給付金日額の 40 倍)に該当すると思われるのに、保険会社は「82.その他の悪性新生物手術」(同 20 倍)として支払われた。しかし、手術前に主治医より「再発ではなく、新たにできたガンである」と聞いており、納得出来ない旨申し出たが、「再発であり、今回の手術は根治手術ではない」、「病院に確認する必要はない。根治手術は 1 回だけで 2 度はない」として取り合ってくれない。

他生保会社は、同じ手術について申し出たところ、病院関係先への再確認となり、当初決定を覆し、悪性新生物根治手術と認め、申し出どおりの倍率を高くして手術給付金を支払ってくれた。納得出来ないので、「悪性新生物根治手術」を適用し、手術給付金の差額分を支払ってほしい。

(申立人は平成 10 年に肝臓ガンの手術を受け、同社および上記他社より「悪性新生物根治手術」として、手術給付金を受け取っている)

< 保険会社の主張 >

以下の理由により、本件請求における手術は、「悪性新生物根治手術」の定義には該当しないため、申立人の請求に応ずることは出来ない。

悪性新生物根治手術(以下「根治術」)は、再発しないように病巣を根治する手術であり、悪性新生物(癌および肉腫等)の原発巣(最初に悪性新生物が発生した場所)を切除、摘出し、あるいは郭清術(転移を防止するため、切除した原発巣の所属リンパを切除する手術)を合わせて行った場合に適用する。

但し、複数回の手術が行われても根治が不可能なケースがある。例えば、ウィルス性肝細胞癌は感染が全ての肝細胞に及ぶこともあり、再発の可能性をなくすことが出来ないと考えられる。

上記から、本来であれば本件については、1 回目、2 回目の手術ともに「悪性新生物根治術」に該当せず、各々に入院給付金日額の 20 倍を支払うことになる。

本件のような事案では、何度同様の手術を繰り返しても根治術に該当しないことになり、結果的に「悪性新生物根治術」が一度も適用されないことになるため、根治術が一度も適用されないと考えられるケースについては、初回の手術を「悪性新生物根治術」相当とみなし、2 回目の手術については「その他の悪性新生物手術」として手術給付金を支払うこととしている。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人の今回の手術が根治術に該当するのかどうかについて、申立

人の主治医に対する照会や、保険会社との意見交換等を行い審理を進めた結果、裁定審査会としての見解を保険会社に伝え、和解の斡旋を行った。

その結果、保険会社より和解案の提示があり、これを申立人に提示したところ同案を承諾するとの意向が示されたことから、和解契約書の調印をもって円満に解決した。